



徳島地方最低賃金審議会の意見に関する公示
徳島労働局一般公示第8号

令和7年10月22日徳島地方最低賃金審議会から徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、徳島県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和7年11月6日までに徳島労働局長あて（徳島市徳島町城内6番地6）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月22日

徳島労働局長 亀井 崇

記

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る徳島地方最低賃金審議会の意見の要旨

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

徳島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,105 円

5 この最低賃金において算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日